

広島県告示第九百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
河本内科胃腸科クリニック	庄原市板橋町一六四番地四	平成二十二年一〇月三十一日
原町ファミリー薬局	尾道市因島原町六六八番地一九	平成二十二年一〇月三十一日
有限会社西条薬局	東広島市西条本町二番一〇号東ひろしま敬愛ビル一〇一号	平成二十二年一〇月二十五日